

# 千里金蘭大学「研究倫理規準」

[平成 28 年 3 月 10 日制定]

[令和 3 (2021) 年 11 月 4 日改正]

[令和 5 (2023) 年 3 月 2 日改正]

## (目 的)

第 1 条 千里金蘭大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学において研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項をここに定める。

## (定 義)

第 2 条 この基準において、「研究者」とは、本学の教員のみならず、共同で研究活動を行う研究員をいう。なお、大学院学生、学部学生、研究生（以下「学生等」という。）であっても、研究に関わる場合は研究者に準ずるものとし、この基準の対象とする。

- 2 学生等が研究者として行動する場合は、必ず教員の指導下で行動しなければならない。かつ、その行動の指導に当たった教員は、学生等の行動に責任を持たなければならない。
- 3 「研究活動」及び「研究」とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえたうえで、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、研究計画の立案、実施、成果報告・公表の過程におけるすべての行為と決定をいう。

## (研究の基本)

第 3 条 研究者は、次の各号に掲げる事項を研究の基本とする。

- (1) 研究者は、個人の尊厳と人権を尊重し、良心と信念に従い誠実な行動をとらなければならない。
- (2) 研究者は、研究者としての能力の向上を図り、自己研鑽に努める。
- (3) 研究者は、個人の属性や思想信条による差別をしてはならない。
- (4) 研究者は、法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等、各学会の倫理規程等を遵守しなければならない。
- (5) 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努める。
- (6) 研究者は、適切な時期に研究報告をできるよう努める。
- (7) 研究者は、他者の知的財産権を侵害してはならない。また、捏造、改ざん、盗用等の不正行為はしてはならない。

## (情報・データの収集)

第 4 条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、

データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者は、研究目的に適う必要な範囲の資料、情報、データ等を収集しなければならない。

(協力者の同意の確保及び方法)

第5条 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について、分かりやすく十分説明し、提供者の自由意志に基づく同意を得なければならない。

- 2 研究者は、提供者に予見し得る危険性、必然的に伴う不快な状態を説明するとともに、それらを可能な限り排除するよう努めなければならない。また、研究終了後の対応、苦情等の連絡先に関する情報も示さなければならない。
- 3 組織又は団体等から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前2項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、金蘭会学園「個人情報保護に関する規程」の趣旨に則り、研究に関わる個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを本人の同意なしに他に洩らしてはならない。
- 3 研究者は個人情報の取り扱いに関する苦情等には、誠実に対応しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の利用及び管理)

第7条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ、実験ノート等の関連する研究記録を適切に保管し、データ等の滅失、漏えい及び改ざん(データの変造、偽造)等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ、実験ノート等の研究記録を、事後の検証が行えるよう適切な期間保管し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(不正行為の防止)

第8条 不正行為の防止については、千里金蘭大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程に従う。

(ハラスメントの防止)

第9条 研究者は、金蘭会学園「ハラスメント防止に関する規程」を遵守し、研究に関わるすべての人が、対等な個人として尊重され、ハラスメントのない状態を確保しなければならない。

(研究機器・薬品・材料等の安全と有害廃棄物処理)

第10条 研究者は、研究実験において研究装置・機器及び薬品・材料を用いるときには、関係法令、本学諸規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究実施上発生する有害廃棄物について、関係法令、本学関係諸規

程を遵守し、適切に処理しなければならない。

(委員会)

第 11 条 本学の研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行う委員会は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づくものは「人を対象とする研究倫理審査委員会」、その他は「研究推進・社会連携センター委員会」とする。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(研究倫理教育)

第 12 条 本学は、研究者に対して、定期的に研究倫理教育を実施する。

2 研究者は、前項の研究倫理教育を必ず受講しなければならない。

(規準の改廃)

第 13 条 本規準の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、令和 5 (2023) 年 3 月 2 日から施行する。